

(一) 坪井九右衛門、多方面に互りて藩政の改革を施し、些かやりの、殊に村田清風派の反對を受けて翻けらる。松陰は當時坪井支持なりしたため、本文に於ても辯護せしなり  
 (二) 御仕組とは藩の財政整理、節儉方法企畫等をする意にして長州藩には御仕組方なる役あり  
 (三) 岩國藩主吉川監物、毛利の支藩  
 (四) 高祿の士を録して寄組なる一階級を置き、大組の士を統轄す藩の老中格の高官となり得る門閥家

此の地は何を産するや、如何なる俗か杯具さに問ひ候て矢立紙取出し付け通り申し候。夜は机を出し燈を挑<sup>か</sup>げ、皆々何やら書き申し候。定めて晝斯々にて聞き候處の件々を懇ろに書く<sup>と</sup>相見え申し候。又此の度は少しもグヅル杯申す事は決して之れなき由。グヅル輩の宿は別に一軒之れありと見え候。官市にても奉行より宿の亭主を呼び、某の家<sup>グヅル輩には</sup>泊る宿には決して迷惑事も之れあるべく、是れを彼の宿亭主へ遣はし呉れ候へとて卵子五つ紙に包み候て差出し候由、やさしきことか、一笑。

一、坪翁<sup>(二)</sup>轉役の儀惜しむべき事に候。昨年已來御仕組<sup>(三)</sup>破り、又江戸震災の取計ひ、岩國の出府事等委細御承知の通り、又徳山の家老<sup>今名は</sup>儀、先年御當家より御聲ども掛りたるか、徳山にて蟄居、私に計り難きと見ゆ、是れ迄度々政府へ申入れ相成り候へども、政府果斷なる能はず候所、去年御在府中差免され故<sup>(四)</sup>の如く相成り申し候由、是れ亦坪翁の僉儀より出でたると相見られ申し候。又老中に成りては寄組<sup>(四)</sup>在郷住居相成らざる古例の處、此の度佐世氏在住の願差出され候に付き、坪翁判斷書に洞春公已來土着の制を引き且つ御役は一時の事、貧は永代へかかり御奉公の妨げに

(五) 左傳昭公三年に「君子曰く、仁人の言其の利博きかな云々」と出づ

(六) 江戸方に對して國元政府をいふ

(七) 舊全集第九卷二十一「南遊日記」参照

も相成る儀など大議論ありて、遂に願の如く差免されたる由、是れも俗吏の得せぬ事、又勸農産物の儀毀譽得失相半ばするとは申しながら、今日に在りて必ず爲さざるべからざるの事務<sup>(五)</sup>なれば、事務を知るものに近し。且つ此の一事に因りて土民中農學の志を起す者往々これあり、仁人<sup>(五)</sup>の言利廣とやらんに似たり。人固より賢人君子にあらざれば少々の失策も私心もなきとは云ふべからず。されど奇材は奇材にて、今秋君侯江戸御參勤の節にても如何様なる變あらんも計り難し、付いては此くの如き奇材人之れなくては安からざることに候。何故にかくはなりしや。是れ地方<sup>(六)</sup>の繩墨の議論、奇材の士を猜むより起る事か、何にせよ心得ぬことにこそ。

一、月性儀も<sup>南遊記行は只今見え申さざるに付き、其の代りに宇津木の傳等送り申し候。(七)</sup>近々の内歸國の様子御座候。同師南遊のことは南遊紀行送り申し候間御覽成さるべく候。又道聽祕説も送り申し候。是れは眞<sup>ま</sup>皿<sup>ざら</sup>虚言でもあらざるか、御鑑定下さるべく候。前條水野のことも是れ等よりのことよりの風評に出づと思ふことあり。但し祕説の終りに江戸引受けの役人現名あり、是れは必ず虚談なるべし、水野も岩瀬も西下するにて知れたり。修理が受<sup>口</sup>して伊賀守なり。



(一) 當時の地方行政區劃の一單位にして後の郡に相當し、各宰判に代官を置く。今も熊毛郡あり、周防國に屬す

一、家兄前五月十六日より十日の内暇にて、熊毛才判鹽田村親姻の家へ參り申し候。其の節阿月へ過り秋良敦之助方へ參り、色々快談之れあり候由、中にも去年浦氏御加増の節、百姓共迄酒を賜ひし處、百姓共皆「國の神様吾が神様へ、千代の賜もの我れ我れ迄も、治まれる世に千石召さば、異國の退治は幾萬石ぞ」と歌ひしとなん。案ずるに土民安んぞ能く此の歌を作らん、此の作者は知るべきのみ。先年も阿月波戸築立の節、秋良が「神と君との恵みの阿月、風も和らぎ波靜かなり。鶴も千年龜萬歳の、浦は常盤の松と竹、そこついはねに石居を堅め、千代も八千代も此の浦繁昌」と作りて歌はせしと申すこと之れあり。其の歌忘れず喜びさへあれば打寄り歌ふ由、彼れ平生南郡人の一癖にて樂を好み音曲を喜び、兎もすれば心にくきこととする男子なり。

右松陰先生の梧下にて承り候まま書し申し候。

後の五月二十九日

榮太郎再拜

富永先生 玉梧下

二七二 山縣半藏宛

六月六日

松陰在萩 山縣在萩

一、詩經品物攷五冊

右、只様留め置き申し候、返壁仕り候間御落手願ひ奉り候。先日愚兄より御願ひ申上げ置き候菅茶山後編御手元に在らせられ候はば、御借渡し是れ亦願ひ奉り候事。

六月六日

尙ほ來る九日を以て小田村子の盛會、拙房を以て處と爲し候よし、其の節は定めて鴻益を得べくと待ち奉り候なり。

縣半藏老臺下

二七三 中村道太郎宛

六月二十一日(カ)

松陰在萩 中村在萩

有隣の誓書貴意に當り候よし、拙に於ても雀躍此の事に候。此の餘羽仁氏說破の事も御任せ下さるべき段望外の慶よろこびに御座候。申す迄も御座なく候へども、人材を收攬する

(二) 岡元鳳の毛詩品物圖考のことか

(三) 通稱彦兵衛、富永の親族にして免獄運動を阻止し來りし者



今日なれば且々間に合ひ申し候。事に臨みて藏人(二)を授けても鎮西八郎(三)や悪源太(四)は受けはせぬぞ。君能く此の事を了して呉れ給はば、其の報いには他日中原(五)に鞭弭(六)を把る時(四)三舎は得避け申さず候へども、一舎半丈けは避けて以て報ぜん。頓首。

二十一日

二十一回

二七四 中村道太郎宛

六月頃

松陰在萩松本  
中村在萩

大江氏(五)土師氏の論御高評窺ひ度く候。先達ては黜陟の事相決し一段の事に御座候。右に付き僕の爲め枉げて有隣の事を果して呉れ給へ。浦行相(六)の惑ひを秋良を以て解して、行相の口上にて水哉(七)へ云うて貰ふも可ならんか。又三宅氏(八)、人の託を苟且にせざる男子なること僕素より知る、兄誠心を注ぎて託し呉れ給はぬか。此の兩策皆行はれずば有隣も吾れも未だ時機到來せぬとあきらめて屏氣せんのみ、幸に諒察せよ。奇士有隣の如きは、天の吾が藩を恵みて之れを囹圄に幽する所以、あなかしこ。此の事僕が急にするを兄は定めて咲ふべし。然し兵は神速を貴ぶ、待つて居ても目途

(一) この事 保元物語卷二 及び日本外史 卷二参照  
(二) 源爲朝  
(三) 源義平  
(四) 昔の行 軍は三十里に して舍る、三 舎を避くとは 九十里を退く 意にして謙遜 する意なり  
左傳の倍公二 十三年の條に 出づ  
(五) 桓武天 皇の朝に神別 土師氏を改め て大枝氏とな す、淳和天皇 の時大枝木主 阿保親王の子 吾人を養子と せり。貞觀中 吾人上表して 大枝を大江と 改む。毛利氏 は大江氏より 出づ  
(六) 行相府 大臣浦朝賢  
(七) 坪井九

右衛門、水哉 と號す  
(八) 三宅忠 藏、當時國相 府右筆の役に あり

はなし。且つ小人の隙に乗ずる、髪を容れず、小人は兎角權家の愛を受くるものなり。柳宗元(九)尸蟲(十)を罵る文あれども、後世の天道様は能く尸蟲(十一)の白す(十二)ことを聞きはるぞ、用心すべし。同夜。

道太様

寅

二七五 富永有隣宛

夏頃

松陰在萩松本  
富永在野山獄

此(五)の分取急ぎ分けて寫し候ゆゑ誤脱もあり、御書き改め福川へ御見せ成され候て、取次いで呉れるか呉れぬか、御聞(六)糺(七)し成さるべく候。兄直書(八)の分は僕方に留め置き、物を云はせ申し候。此の上は命かぎり、こんかぎり、各々力を出すべし。

\* 此の副書愚父百合之助不落着に付き削り申し候。

二七六 中村道太郎宛

七月十三日

松陰在萩松本  
中村在萩

先日は圖らず奇會、鴻益を得申し候。其の節借用仕り候淡水書・とは(九)の文書返上仕り

安政四年

五七七

(九) 松陰は 安政四年夏頃 富永有隣の免 獄運動に盡力 す。本書は有 隣の半紙十六 枚に互る長文 の願書寫しの 終尾に、松陰 自書して遺は したるもの \* この一行 杉百合之助筆

(一〇) 烈婦 登波〔關傳〕



候。淡水の書沈著痛快、併し今となりては達する亦益なきか。

(二) 富永有隣  
遂にこの月  
上旬獄を免さ  
れ、松下村塾  
に引かれて賓  
師となる

扱て有隣一件容易ならざる御苦辛謝すべきを知らず。何も至誠石を貫くの義あり、天道未だ地に墜ちず、甲斐甲斐敷く存じ奉り候。愚兄今日罷り出で候様申し候ゆゑ、委細申上げず候。頓首。

十三日

寅白す

道太老兄

二七七 岸御園宛

七月二十八日(カ)

松陰在萩松本  
岸在三田尻或萩

(二) 小倉の  
國學者西田直  
養  
(三) 嘉永二  
年徳川將軍下  
總小金原に狩  
をせし時の記  
なるべし

雲陣茶話寫させ候に付き、小倉へ贈らるべく候。○川角太閤記二冊丈け貴覽に入れ候。○小金原御狩記一卷返璧。○先大津烈婦(登波)寫貌一條御周旋忝く候。討賊始末相濟み候はば御取りかへし下さるべく候。○正氣歌の解の事、富永有隣へ託し申すべく存じ候。「志賀月明夜」は如何様有隣檢出の通りなるべし。此の所太平記など見候はば詳細に相分るべく候へども、座右に之れなく未だ檢せず候。○有隣歸着の事便も御座候

はば世良へ御報知然るべく候。二十八日

(四) 世良孫  
鶴、長瀬士、  
國典に通ず  
\* 富永有隣  
の檢出及び筆  
なり

\* 正氣歌

志賀月明夕。陽作鳳輦巡。

八月、高時使を京に遣はし、天皇及び皇子入道尊雲親王親王は帝の第三子、帝特に之れを寵し、幼に塔に居たまふ。時のの海島に如かんことを請ふ。法親王天資勇武、兵術に達し劍法を善くす。乃ち策を進めて曰く、陛下夜に乘じ南都に幸し、更に御衣を近臣一人に假し、陽りて車駕山に幸するの儀を爲し以て賊兵鎌倉の兵及び六波羅の軍士を欺きたまへ、山徒之れを禦がんと。ここに於て大納言師賢花山帝と許り之れに赴く。賊兵銳を盡して追撃甚だ急なり。法親王自ら僧軍に將として之れを拒ぐ。帝潛かに笠置山に幸す。帝、京を出づるの日先づ南都に幸し松嶺寺に入り驚峯に次り而して笠置山に至りたまふ。乃ち詔し伊賀・伊勢・大和・河内等の兵を徵す。中納言藤房其の族稱は萬里小路及び其の弟季房等之れに従ふ。師賢亦尋いで行在に至る。

右 八月以下、國史略を鈔して以て之れを質す。

右は國史略四の冊十六丁の裡にあり。○後醍醐天皇元弘元年なり。良哉の説も恐らく此の事ならんか。

(五) 神代より後陽成天皇  
聚落城行幸の  
ことまでを記  
す、岩桓松苗  
の著



二七八 岸御園宛

七月二十八日頃

松陰在萩松本  
岸在三田尻或萩

(一) 國學四大人の一人たる平田篤胤  
(二) 直養漫筆  
(三) 信長記について天正十年以後秀吉の一生を詳述せし書、著者川角某は永祿天正の實戦を經し人といふ。寫本として傳り、嘉永三年の紀州藩儒三宅禎及び江戸の儒安積良齋の序あり  
(四) 森蘭丸  
(五) 天正軍記ともいひ、九卷。武田の滅亡より信長弑害、秀吉統一の事を記す。太田和泉守牛一の編

小倉西田主よりの復書御廻し下され忝く拜見、敵國降伏の事好く相分り申し候。○雲陣茶話は手元にて寫させ候に付き、直様此の分小倉へ御贈り下さるべく候。尤も返さるるに及ばざる段仰せ遣はさるべく候。雲陣夜話は山鹿素行の兵法神武雄備集に收入之れあり、世間何國にも之れあるべく、且つ彼れは徒らに處方の書なれば格角考據の助に相成るべきものにある間敷きに付き、贈らずとも相濟むべく候。尤も先方へ一應御問合せ然るべく候。○筑紫日記僕甚だ垂涎仕り候、何卒仰せ越さるべく候。其の外五考も追々乞求仕り度く候。蓬萊考は察する所平田翁の扶桑國考の類かと思はれ申し候。漫筆は貴藏四冊の後は出來申さずや、補史備考は一冊のみか、御尋ね越し御尤に候。此の類余當節の急需なり。○川角太閤記の事十卷の様承り候處、五卷迄上梓、原本紀伊より出で候由、隨分考據に備ふべく覺え候。是れは上梓に付き最早小倉表などには流布に之れあるべく、就中森於亂と申す事所々に相見え候。漫筆に引く天正記と相合し面白く覺え候。五卷にて天正十年より十四年頃までの事相見え候。社中に寫

(六) 防府天神祠官鈴木高柄、國學者なり

し置き候に付き、近日貴覽に備ふべく候。○吉見正頼の朝鮮滯陣日記などはつまらぬものには候へども、當時の書なれば萬一考據の端にも相成るべきかと存じ候。若し先方望まれども候はば寫させ贈るも亦可なり。貴着次第御問合せ然るべきか。  
西田の書御返し致し候。○正税帳は全く急ぎ申さず候。鈴木氏右様の存立之れありとは誠に結構の事なり。何ぞ横奪して其の用を缺き申すべけんや。西田書中、隆景公の御事書流しに之れあるは鳴程貴説の如く、急卒の誤落なるべし、尤むるに及ぶ間布く候。

二七九

吉田榮太

より櫻井幸三

宛(松陰筆)

八月三日

吉田在萩  
櫻井在信濃國松代

(七) 松陰のあざな

小生儀義卿隣家住居且つ舊縁故之れあり、甚だ其の知遇を受け日夕幽居に立入り其の志を同じうし候處、此の度出府仕り候に付き、義卿より別稿一章相托し、折を以て極密象山平先生へ達し呉れ候様吳々相頼み候。昨年久保清太郎是れも義卿及び小生の隣居に御座候、在府の節(松代)蟻川賢之助君に託し、北山安世子まで音耗を通じ候處、蟻川は歸國、北山は西遊



にて一面、瑞登は小田村伊之助の兄なり。小田村は義卿の妹婿。  
 と承り候へば大いに力を失ひ候。然る處七月上旬頃、令兄純藏君御事弊藩御出で下さ  
 れ、杉梅太郎宅にて久保清太郎・小田村伊之助杯御一會之れあり、其の節僕末座に在  
 りて事を執り、賤名を陳ぶるに及ばず、遺憾に存じ奉り候。然れども令兄尊王攘夷の  
 御素志は竊かに感銘し奉り候。其の節承り候は、松代北山氏へ貴君御滯學在らせられ  
 候由、北山氏西遊後は如何せられ居り候や、若し今以て松代御滯りに候はば、別稿の  
 儀然るべき御都合も御座候はんと察し奉り候。扱て又貴家恒川才八郎君と御隣居と申  
 事、令兄御話に御座候處、恒川君御事、義卿江戸にて知己と申し候に付き、此の趣  
 御商議下され候はば忝く存じ奉り候。義卿近狀近論象山先生へ教を乞ひ度く相含み居  
 り候へども、松代藩の事狀相知り難く差控へ居り申し候。令兄へ託し近文四五篇差出  
 し候。令兄御歸國の上は先生へ達し候様致すべしとの御約束に御座候。先づは右の條  
 件御託し申上げ度く、是くの如くに御座候。不盡。

八月三日萩府に於て書す

吉田秀實再拜

松代御藩 櫻井幸三郎様 人々御中

二八〇 岸御園宛

八月四日

松陰在萩松本  
岸在三田尻或萩

先日申し遣はすべくと存じ候所、取紛れ打忘れ申し候、西田へ寫本の事とう／＼申越  
 され候や。寫本料は僕より出し候積りに候、委細御聞かせ下さるべく候。○烈婦寫貌  
 の事誠に好都合に行はれ、御周旋忝く候。月性圖丈け出來候、則ち貴披に入れ候。○  
 侗茶筆記二冊返璧。○出定笑語讀み終り候。然る處別に見たがり候もの之れあり候に  
 付き、御急ぎ之れなく候はば今少し借用仕り度く候。實は印に岸氏圖書と相見え候故  
 御藏本と存じ、無斷已に人にかし申し候、多罪。尤も御用ならば早晩にても返上致し  
 申すべく候。○四日

世良の歌感吟、御序に然るべく御傳へ下さるべく候。

二八一 吉田榮太郎宛

八月十二日

松陰・吉田  
在萩松本

若し曾子の心あらば即ち龍比の身首分裂と、手足を啓くと一般なり、然らずんば則ち

(三) 第五卷  
 六二頁參照  
 (四) 榮王の  
 忠臣龍達と紂  
 王の忠臣比干

(一) 古賀煥  
 (侗茶と號す)  
 の著  
 (二) 平田篤  
 胤の著、佛教  
 を攻撃せし書



牖下に老死するも亦刀鋸の慘辱と何ぞ異ならん。

今度三生の誓文御示しに預り感心致し候。之れに仍り前書陳明卿の語書附け候、時を以て三生へ御申し傳へ然るべく存じ候なり。

安政四年八月十二日

二十一回生

吉田無逸 足下

(一) 第四卷三四〇頁「吉田無逸を送る序」参照。三

生は市之進・

晋三郎・溝三

郎の三不良少

年をさす

二八二 月性宛

八月十五日

松陰在萩松本  
月性在周防國遠崎

松下村塾寄題の尊作、此の度御贈り待ち奉り候。有隣然るべく申上げ候様囑望仕り候。村中頗る振起の勢相成り申し候。有隣至極勉強に御座候。討賊始末、周布取込み一向戻し申さず、世間に出さぬ様にとの事にて僕手元に副本之れなく大困り、原稿塗抹の分は松洞書き候。而し附録は終に原稿之れなく致方なし。他日周布より戻り候時も御座候はば差贈り致し奉るべく候。幽囚録は寫させ、松洞に附し申し候。回顧録は未だ出来申さず候。後便差上ぐべく候。右用事のみにて他事に及ばず、閑筆仕り候。頓首。

(三) 松浦松洞〔開傳〕

(二) 周布政之輔〔開傳〕

八月十五日

寅拜白

清狂老上人 座右

尙々觀月の尊興何如。尊作松洞へ御託し下さるべく候。

二八三 秋良敦之助宛

八月十五日

松陰在萩  
秋良在周防國阿月

爾後彌々御堅剛御座成さるべく珍重に存じ奉り候。二に小生儀且々無異消光仕り候間、憚りながら御放慮成し下され候様存じ奉り候。扱は此の度近所に罷り居り候松浦松洞當時根來の家臣と申す畫師、方今の孝子義人の像を畫き候志之れあり、大津のとわ、小郡のいし、深浦のまさよりして廣島の木原松桂に至り候積りにて、其の間有志の士に交り志氣を勵まし度き所存にて出懸け候に付き、御地罷り出で候はば何卒相應に御激勵成し遣はされ候様頼み奉り候。餘は彼の者より御直々聞し召され下さるべく候。申上ぐる能はず候へども、秋冷相催し候時分柄、別して皇國の爲め御自重專一に存じ奉り候。毎々御面倒の御願ひ申上げ恐れ入り奉り候。先づは右御願ひ申上ぐべき爲め早々斯く

(三) 孝女お石、お正の二人のこと、第四卷四五七頁参照



の如くに御座候。書外後鴻を期し候。恐惶謹言。

(一) 兄の名を借用す

八月十五日

(二) 杉梅太郎修道

尙々幾應も國家の爲め御自重專一に存じ奉り候。尙ほ白井小助子御地迄御歸在の由、定めて御健在と察し奉り候。歸萩の上拜眉を待ち居り申し候。不一。

秋良敦之助様 玉机下

二八四 吉田榮太郎宛

八月二十八日

松陰・吉田  
在萩松本

一、上張地一

右菲薄の至りに御座候へども、聊か御東行の臚はなむけに致し候。拙者家の紋を出し度くも存じ候へども、其の儀憚り之れあり差控へ申し候。圖らず昨年面會已來一方ならず御世話に相成り、毎々申し候様偶然とは申しながら貴所と稱號を同じうする事如何にもよしありげに覺え候。拙者身上は御存じの通りにて已に自ら決定致し居り候へども、後來の所貴所ならでは孰れか微志を繼ぎ申すべき。兼ても申し述べ候通り別に其の人あ

らば貴所力を添へられよ、若し其の人なく候はば貴所が即ち其の人と存じ候。此の度御身上も少しくくつろがれ候事に付き、何卒天下國家の爲めと存ぜられ候て、拙者心願筋御取繼ぎ下され度く頼み入り候。此の度の東行、前條の論より見候はば無用の大有用と拙者において甚だ欣喜に存じ候。申すも愚かに候へども萬事御油斷なき様御出精致さるべく候。天下國家の御事は中々一朝一夕に參るものに之れなく、積年の至誠積みにつみての上ならでは達するものに御座なく候。贈り物は菲薄と雖も、愚心の注する所は菲薄には之れなく候。深々御垂察下され候はば本望之れに過ぎず候なり。

安政四年八月二十八日

吉田寅次郎(花押)

吉田榮太郎殿 足下

二八五 長原武宛

九月二日

松陰在萩松本  
長原在江戸

退邇貫珍難有く拜受仕り候。宇津木の傳其の外別して感銘仕り候。○河角かはすみ太閤記至極面白く覺え候。六卷已下謄寫相成り候はば、秀實へ寫せと申し置き候。

(一) 木卷五  
○六頁頭註參  
照  
(二) 宇津木  
共甫。大鹽平  
八郎の門下、  
大鹽の亂前に  
極諫して容れ  
られず、同志  
に殺さる



藩友久保清太郎滯府の節は度々懇命を得、感銘の至りに存じ奉り候。同人歸國の節御早速上梓ありたし、最早成就に候や。託を受け候關原合戦記只様稽延、何とも申譯之れなき次第に御座候。實は再應誦讀仕り候へども、僕史學未熟の上、關原の事別して不詮鑿、行文措詞は都合間然すべきもの御座なくに付き、其の儘にて返璧仕り候。尤も處々誤字等は檢出次第書記し置き申し候。千里外態と御示し下され候處、一言の報も仕らず、汗顔至極に存じ奉り候。扱て此の度此の書を託し差出し候人物吉田榮太郎名は秀實、字は無逸。僕爲めに名字説を作る。のにて、身分は輕賤に候へども頗る志氣ある故、僕視ること猶ほ阿弟のごとし。何卒此の生同友紹介候はば亦生が託と思召され下され度く頼み奉り候。御門生の列に御加へ御教導頼み奉り候。僅かの在府にて取留め候修業も出來難く候へども、年少の事、別して光陰を惜しみ候様御教示頼み奉り候。小生近況總べて此の生熟知仕り候に付き、御聞取り下さるべく候。清太も日夜對楮、毎々老兄の御事御尊申上げ候。萬々不悉。

九月二日

二十一回生拜白

永原老大兄 案下

(一) 第四卷  
二九七頁参照

尙々秋冷別して御保重成さるべく候。近來御壯健に御渡り成させられ候や、頗る遙念仕り候事。

(二) 宮部鼎  
藏の綽名

鳥山は物故、(三)緒入道は一向消息なく、天地頗る寂寞を覺え申し候。僕同居友富永有隣の事、榮太の口上に在り。

二八六 桂小五郎宛

九月二日

松陰在萩松本  
桂在江戸

杉原辰之助組の者自稱吉田氏 榮太郎秀實字は無逸

此の生僕甚だ愛する所、前途期すべしと存じ候。僕鑑定之處は此の生の名字説其の外書き與へ候詩文にて御承知下さるべく、老兄御目鏡に乗り先々有用と思召され候はば、然るべく御教示頼み奉り候。此の生心事、小生近況、直々御聞取り下さるべく候。外に小倉健作の事、此の生へ仕せ置き候、趣次第御指示頼み奉り候。其の他宜しきを計り齋藤父子・櫻任藏・(三)松浦竹四郎などへ御紹介、小生の近況相通じ度く、邸中にて未だ歸府せぬか。も來島など同斷、相模へども參り候はば來原同斷、其の他内外有志のものへも然るべ

(三) 江戸の  
劍客齋藤彌九  
郎とその子新  
太郎



く御頼み仕り候。僅かの在府、迎も讀書と申す程の事は覺束なく、唯だ天下の人物を  
閱し其の末議を聞き候儀肝要と頼み奉り候。七月の間土屋生への御書轉讀仕り候。時  
勢論も申し度く候へども、論も亦無益と閣筆仕り候。不盡。

九月二日

矩方拜白

桂小五郎兄 足下

二白、天下國家の爲め一身を愛惜し給へ。閑暇には讀書を勉め給へ。外に老兄に申  
すべき事之れなく候。村田良菴(二)へ(同居生)富永彌兵衛より添書致し候。是れにて洋學處の  
光景能々見て歸れと仰せ付けられ候様頼み奉り候。富永が事榮太より御聞取り下さ  
るべく候。

二八七 伊藤靜齋宛

九月上旬頃

松陰在萩松本  
伊藤在馬關

此の間松島瑞益貴地迄出張、定めて高門へも罷り出で候事と存じ候。粗ぼ同人へも申  
し含め置き候處、此の畫工松浦松洞生なるもの同志のものに付き、高門へ罷り出で候

(一) 村田藏  
大、即ち後の  
大村益次郎。  
當時江戸に塾  
鳩居堂を開き  
蘭書を講じ、  
又書調所の  
教授方となり、  
翻譯に従事す

(二) 第四卷  
三二三頁参照

様申付け候。此の生事は僕贈序(三)一篇あり御覽、尙ほ當人口演仕るべきに付き御聞取り  
下さるべく候。偏に老臺を西道の主と相頼み候存意に付き然るべく御周旋、渠れが志  
の達し候様萬々屬し奉り候。

先大津烈婦(登世)とはの事、松洞より御聞取り下さるべく候。賤著討賊始末中貴地へ(係)かか  
り候事共もあり、必ず御一見下さるべく候。序と碑文とは録して鑑軒先生へ贈り度く候  
へども、此の度は其の儀に及び兼ね申し候。

(三) 葉山佐  
内、平戸藩士。  
松陰西遊時の  
師「關傳」

東論語林の事、先年より御願ひ申上げ候通り初卷の外之れなく、後卷の處貴家の御藏  
本に御座候や、又は御實家の分に候や。御實家は何と申し候や。相分り候はば此の方  
より直に借用仕り候都合も之れあるべくと存じ奉り候。小倉西田直養(通稱正左衛門と申す)は兼て  
御承知成され候や。追々著書も傳覽、大和魂の男子と察せられ候。此の度松洞罷り越  
し候積りなり。松洞が有用圖卷へ載せ候様の人物、貴地にて一兩人御示し下され度く  
願ひ奉る事なり。忠孝・奇節・碩學其の外非常の所業ある人共なり。用事右に止まる。  
隨分御氣體御保重專要に存じ奉り候。頓首。



靜齋君 足下

二白、松洞の事幾重も御厄害に御座候へども、亦名教の一助と思召し御周旋下さるべく候、頼み奉り候。

寅二拜白

二八八 月性宛

十月二十二日

松陰在萩松本  
月性在周防國遠崎

(一) 第四卷 討賊始末參照  
(二) 廣島  
(三) 木原慎齋。松桂はその父にして孝義に厚きを以て當時喧傳せらる。(關傳)  
(四) 嘉永安政の新樂府を集めし書ならん、編著者未詳  
(五) 門田樸齋、名は重隣、一時菅茶山の養子となりしことあり、茶山・山陽の門下

爾來貴況何如、遠想に堪へず候。九月十六日先大津烈婦出府、拙家へも兩宿し討賊の始末承り質し候。拙著少々改竄の所も御座候。此の節脱稿仕り候へども、未だ副本之れなく差上げ難く候。弊室にて拜謁を得候少年榮太郎駕に従ひて東行、九月十日廣府にて慎齋氏へ一面仕り候所、松桂老翁は月頃より痢病煩はれ候よし、甚だ案勞仕り居り候。近況御承知成され候はば、どうぞ御報知待ち奉り候。秋良も兩度程参り、近日の一快に御座候。松洞生は多分鎮西行と察せられ、一向音耗を絶ち候。永政新樂府は何人の作に候や。或は云ふ、福山の門田と、果して然りや。此の外申し度き事頗る多緒に候へども、後鴻に附し候。不備。

十月二十二日

寅二拜白

清狂老上人

久坂生相替らず勉強と相見え候。近日の文藝を見るに僕輩だらじやく若のみ。

二八九 叔父玉木文之進と往復

本文松陰  
裏書玉木

十二月十一日

松陰・玉木  
在萩松本

(一) 玉木は吉田代官中、安政四年九月職務上の過失の爲め遠慮仰せ付けられし事あり、去留の儀とはこの事に關係あるかに見ゆ  
(二) 書名、機警才敏の事類をあつむ  
(三) 王安石の青苗法をさす  
(四) 名は雍、字は堯夫、宋の神宗の朝の人。富弼・司馬光等と相從遊し、薦められて官に補せられしも任に赴かず。觀物篇・漁樵問答・皇極經世等の書あり、康節と諡せらる  
(五) 罪狀のしらべ書、安石に對する所謂彈劾狀なり

追々御書中の意を以て伏察仕り候へば、去留の儀に於て高案在らせられ候様伺ひ奉り候。因つて明の馮夢龍が智囊中(三)の一條を左に録し御勘合の一端に備へ奉り候。熙寧中、新法方(三)に行はれ、州縣騷然たりしに、邵康節林下に閑居す。門人故舊の仕官する者、皆劾(五)を投じて歸らんと欲し、書を以て康節に問ふ。答へて曰く、「正賢の者の當に力を盡すべきの時なり、新法固より嚴なれども、能く一分を寛ゆるくせば、則ち民一分の賜を受けん、劾を投じて去るとも何の益かあらん」と。丈人此の説を以て如何思召し候や、後便に仰せ下され候はば、亦講學の鴻益と待ち奉り候。其の爲めに、不乙。



安政四年

師走仲一夜

玉丈人 座下

五九四

二十一回頑姪寅

(同紙裏書)

(一) 明の胡廣等勅を奉じて撰ぶ。三十六卷。四書の註釋書

(二) 松木村護國山麓にあり、杉家昔この地に住み、玉木も同居せしことあり、松陰等もここに誕生す

邵子の門人故舊皆才徳出衆の人なるべし。一分を寛くせんと欲せば則ち其の事を得べし。愚等が鈍物に比すべきに非ず。愚が明倫館にありしとき曾て四書(一)大全を見て意まへらく、本註は周南曰く位くら、細注は佐々木慶藏曰く、繁澤權右曰く位のことと思ひしに、其の後歴史綱鑑を見て宋の名賢の人となりを窺ひ知り小注人と雖も輕んずべからざるの合點が參り、初めて宋學に執心、徂徠學中より只だ一人山根吉之允と申す先生へ入門いたし候。兎角故人を引きて自から比するにも僭上のことあるべし。愚近來已れを顧みるに抱關擊柝の才のみ。然らずんば則ち關子岩下の一老圃のみ。幸に古人を以て誦せめられ候を御宥免祈る所に御座候。以上。

二九〇 某 宛

某月某日

松陰在  
森松本

最初の問答取るに足らず候へども、序に示し申し候。

最初の愚問

(三) 以下の各條は烈婦登波の事に關係す。第四卷討賊始末參照

一、甚兵衛・勇助は瀧部村宮番とあり、幸吉と同社の宮番にや。

一、浪人もの止宿させし事、田舎にて宮番等旅人宿ども致し候事か。但しは三人のもの男立をとこだてなどにて自然浪人もの杯參り候か。

一、枯木は石見浪人と云へば夫れにて相濟み候。併し石見にて何の御領の者に候や。其の素性の事申し傳へども御座候はば承り置き度候。石見生國なるに安藝に母居るは石見にて宗門切られ候故の事にや。

一、とわ事幸吉へ嫁よめがせしは何年に候や。

一、甚兵衛即死には之れなき様見ゆ、何日程して絶命にや。三人遭害の時、とわ素より家にのこり居たるなるべし。此の時夫幸吉を迎へに自身參りたるや、大變はいつ何より承りたるか。

一、常陸國若柴村へ禮奉公として留まる事一兩年とあり、凡そ何年何月頃より何頃迄に候や。

一、龜松年齢天保七申の何才に候や。松五郎申上げに市右衛門三男とあり、

(四) 即ち大抵來歴筆手木綴の

(四) 大津郡吾徒靜間衛介の登波一件を記せるもの

安政四年

五九五



記に二男とあり。いかが。  
分を云ふ。

一、天保七年より十三年迄、とわ事組合どもへ預け之れありたるにや。久保平右衛門書に當分松五郎方へ留め置きたる様相見え候。七年間同様に候や。左なく候はば已後又々彦山へ尋ねに罷り越す「べき」勢ひに相見え候。其の事之れなきは如何。

一、龜松事歸國已後、行付き分り申さずや。

一、とわ申上げに若柴村にて病氣快氣の上國々尋ね廻り備前迄歸り又常陸へ行反し其の後龜松へ密通と相見え候。又目明松五郎が申上げには長病後にて急に足も出來ぬ内龜松へ密通とあり。並びに誤りにて來歴筆記の快氣の上、上總・安房を廻り若柴村へ反り候後密通と云ふを正しとせんか。尤も龜松同道、再度常陸へ参りたるよしは彌々相違之れなき事にや。

一、枯木が女子千代は彦山の山伏の家に直様嫁となりたるか、又他へ嫁したるにや。

一、幸吉の敵を尋ねにと出立ちし時は病は素より未だ全快には之れなく、力めて出でたる事にや。

二九一 岸御園宛

四年頃

松陰在萩松本  
岸在萩或三田尻(カ)

(本文)

清の乾隆三十九年に出來たる四庫全書簡明目録を見るに、

古文孝經、漢孔安國撰、日本信陽太宰純音

七經孟子考文補遺、西條掌書記山井鼎撰、東都講官物觀補遺

右兩書を載せたり。

朱竹垞文粹卷五「清朱彝尊著、尾張村瀬氏編次」

跋吾妻鏡と云ふ文あり。

右兩條、此の處に書き入れたし。

\* 二九二 小田村伊之助宛

四年頃

松陰在萩  
小田村在萩

一、銀貳拾四匁 並べ賃

安政四年

(一) 書籍を經史子集の四部に分ちて四箇所の庫に藏む、四庫全書總目二百卷のうち解題を削り去つて簡便にせるもの二十卷  
(二) 字は君幹、崑崙と號す。紀伊の人。足利學校に行き古鈔本及び宋槧の諸經を校勘すること三年、七經孟子考文三十三卷を作る。伊豫西條侯の庇護によりて其の業を卒ふ  
(三) 徂徠の弟、荻生北溪名は觀  
(四) 字は錫鬯、竹垞は號、康熙中擧げられて明史を修む、考證學に長ず  
\* 原文には



但し壹枚に付き三匁づつ、八枚の代

一、同貳拾三匁五分 摺賃

但し百枚に付き五分づつ、三百部表紙共に二千七百枚

一、同三拾匁 綴賃

但し壹部に付き壹分

一、同三匁 絲代

八拾目

壹部に付き貳分六厘(毛)に相當り候。

昨日の分は間違ひに付き此の分政府へ御出し下さるべく候。

士毅老臺下

寅拜

二九三 小田村伊之助宛

四年頃 松陰在獄 小田村在獄 (原漢文)

(二) 右井上喜左衛門の書なり。脱島の擧、本末其の事あり、特だ阿座上某の讒に罹り、而

小田村伊之助の説明書附しあり、それによれば、木書は鹽谷岩陰の著「大統歌」を塾にて活刷せし際の計算書にして、藩政府より若干の補助あり、小田村その間の周旋をなすと

(一) 井上の書は關失す。井上は松陰野山獄在囚中の同囚の一人、警て島流しに遭ひ脱島して獄に投ぜらる

(二) 兼重讓藏、辨吏

して庄屋唐突にこれを官府に達す。官府乃ちこれを野山に投ず。情實憐むべきなり。

然れども事已に十二年前に在り、今未だ必ずしも究尋せず。但だ島中の有罪者は復航

するを得ず、官府蓋し文法あり。然れども文法の外豈に一種の活套なからんや。是れ

僕の眷々たる所以なり。幸に之れを兼重(三)に語れ。寅白す。十日。



## 解題

本卷には松陰二十歳の嘉永二年より二十八歳安政四年末に至る九年間の松陰より某宛並びに某との往復書簡二九三通を収めた。配列は總べて年月日順に従ひ、その不明なる場合は大體の推定の結果概ね年月日確定書簡の後に置いた。兩年又は兩月に互りて判然せぬものはその前年又は前月の終りに置いた。

各書簡の見出しは勿論編者の附せるものであるが、宛名の呼稱は成るべく一般に通用せるものに從ふこととした。

本全集使用の原本は一々眞蹟と校合を経た舊全集に據つたが、原文は純漢文の場合もあり、大部分は和漢混淆文であるものを、今回は全部和文に書流した。全文が漢文の場合は特に見出しの下にその旨註記したが、混淆せる場合はどの部分が漢文なることを一々註するに堪へないので省略した。但し特に長文に互つて漢文を含んでゐる場合のみ便宜頭註を附したところもある。尙ほ舊全集には他人より松陰宛の書簡を収載したが、今回は總べてこれを省略したので、篤志の讀者には舊全集を参照せられんことを希望する。



書簡中に出て来る松陰の詩は、それが他の一成書中又は第七卷松陰詩稿に重出する場合は、原詩に單に返點・送假名を附するに止めて、重出個所を上欄に註し、書簡以外何處にも見えない詩にのみ書流文を併載し、必要の頭註を附した。又原文虫喰ひ其の他破れ等にて不明の個所は罫圍み□を以て示した。

本卷の書流し並びに校訂、頭註は委員廣瀬豊が擔當した。

(岡山製本)

昭和十四年七月十日印刷  
昭和十四年七月十五日發行

吉田松陰全集第八卷

編纂者

山口縣教育會  
右代表者 齋藤彦一

發行者

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地  
岩波茂雄

印刷者

東京市神田區錦町三丁目十一番地  
白井赫太郎

印刷所

東京市神田區錦町三丁目十一番地  
精興社

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

發行所 岩波書店

電話(33)二一八七・二一八八番  
九段(33)二一八九・二一八〇番  
振替口座東京七四四一六番

小店出版物中、萬一不完全な品(落丁・亂丁等)がありましたら、御手数乍ら洩れなく御申出下さる事を御願ひ致します。たとへ御讀後でありましても、早速お取替致します。



5896



終